

科目等履修生のみなさんへ

## ◎教育職員免許法改正に伴う注意事項について

平成31年4月1日より、「教育職員免許法」改正が施行されます。

~~平成30年度中に免許状取得に必要な所要資格を満たし、かつ、授与権者（都道府県教育委員会）に免許状授与申請を行うことができない場合、改正後の法律に従い所要資格を満たす必要がありますので、留意した上で出願して下さい。~~

経過措置により、平成30年度後期に、本学の科目等履修生として在籍し、平成31年度以降も、科目等履修生としての在籍期間が途切れることなく現行法での所要資格を得た場合、免許状を取得することができます。

ただし、平成30年度後期から、現行法での所要資格を得るまでに、科目等履修生としての在籍期間が途切れた場合は、平成30年度からの「継続出願」（本学の科目等履修生は、新規出願から2年間は、在籍期間が空いても、「継続出願」が可能です。）であっても、改正法により所要資格を満たす必要がありますので注意して下さい。

については、以下について必ず行って下さい。

1. 各自で授与権者又は出身大学に修得の必要がある科目、単位等を確認してください。  
平成31年度以降に、改正法により免許状を取得する場合は、平成31年度以降の本学科目等履修生出願前に、再度、授与権者又は出身大学に、改正法による単位修得要件を詳細に確認して下さい。  
(本学教育学部卒業生は、本学教務・入試課5番窓口で確認ができます。ただし、改正法による確認については、平成30年度後期以降になります。)
2. 教員免許状申請は、単位等の確認を受けた授与権者に各自で申請（個人申請）を行ってください。  
~~平成30年度中に免許状取得に必要な単位を修得した方は、必ず平成31年3月中に申請を行って下さい。免許状取得に必要な単位を全て修得している場合でも、平成31年4月1日以降に申請された場合、改正法が適用されるため、免許状が取得できません。~~

※以上については平成30年8月16日現在のものであります。変更がある場合は、本学ホームページにて周知いたします。

## ◎中学校、高等学校教諭免許状・保健体育の取得を希望される方へ

平成31年度から、中学校、高等学校教諭免許状・保健体育を取得するために必要な、教科に関する専門的事項『体育実技』の一般的包括的内容を含む本学の科目数は、現行より大幅に増えます。

現行の教科に関する科目『体育実技』の一般的包括的内容を含む科目（2科目2単位）については、平成30年度中に必ず修得して下さい。30年度中にこの2単位を修得しない場合は、8科目8単位の修得が必要になる予定です。

※平成30年5月29日の通知より、下線部分について、追記しました。

平成30年8月16日 教務・入試課